

3 厚生労働省

1 推薦基準

〔藍綬褒章〕

社会福祉、保健衛生、社会保険、労働行政、労使関係安定その他厚生労働関係分野の事業に関し、公共の福祉等を増進し、優れた事績を上げた者。(公務員であった者が藍綬褒章を受けるには、民間に移った後の受章に値する功績がおおむね 15 年以上にわたることが必要となる。)

功 勞 内 容	従 事 年 数
民生・児童委員	20 年以上 (民生委員功労大臣表彰を受けている者)
社会福祉施設の長 (社会福祉法第 2 条に定める施設長)	おおむね 15 年以上
へき地医師	おおむね 15 年以上 (知事表彰又は大臣表彰を受けている者)
公的医療機関等の病院長(病床数 100 床以上)又は社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に定める事業を行う病院長若しくは診療所長	おおむね 3 年以上 (医療従事年数がおおむね 15 年以上ある者)
中央労働委員会委員, 地方労働委員会委員, 公共企業体等労働委員会委員又は同委員会地方調停委員会委員	15 年以上
労災医員及びじん肺診査医	20 年以上
団体役員(褒章を授与する上で対象としている団体)で、次の 1～4 のいずれかに該当する者 1 全国団体の役員歴おおむね 10 年以上あり、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者 ① 全国の会長又は理事長歴を有する者 ② 全国の副会長又は副理事長歴おおむね 3 年以上 2 都道府県団体の役員歴おおむね 15 年以上あり、かつ、その内、次の①、②いずれかに該当する者 ① 都道府県の会長又は理事長歴おおむね 3 年以上 ② 都道府県の副会長又は副理事長歴おおむね 5 年以上、かつ、その内、会長又は理事長歴 1 年以上 3 その他一部の団体については、市郡の理事以上おおむね 15 年以上、かつ、県の理事以上おおむね 3 年以上の経歴を有する者 4 全国団体の専務理事又は常務理事で専従役員歴がおおむね 10 年以上ある者	

【黄綬褒章】

- (1) 業務（生業）に精励し、又は労苦の多い分野の業務に従事した者、若しくは身体障害者でよくその障害を克服し、社会生活を継続して営んでいる者で優れた事績を上げた者。
- (2) 当該事績に関する大臣表彰又は知事表彰を受けている者。

功 勞 内 容	条 件	代 表 例
1 業務歴おおむね20年以上で衆民の模範と認められる者	(厚生関係) 大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けている者	と畜場業務従事者 マッサージ、指圧師 (一般病院勤務者)
	(労働関係) 卓越技能者大臣表彰を受けている者	宮大工、機械修理工、 料理人、広告美術士、 表具師等
	卓越技能者大臣表彰以外の大 臣表彰を受けている者	技能検定、職業訓練、 職業紹介、産業安全、 労働衛生表彰等
	大臣表彰を受けている者で次の要件をい ずれも満たす者 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号 による2級以上（視覚障害者にあつて は1級以上） ・障害を克服し、社会生活を営んでいる 者	業務に一貫性があれ ば職種は問わない
2 労苦の多い分野の業務 におおむね20年以上従事 した者 (1) 感染症、精神病院に おいて従事する看護 師、看護助手等又は清 掃作業に従事する者	大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けて いる者	・業務歴おおむね 20 年以上 看護師、看護助手、 消毒手、運転手、 清掃作業員
(2) へき地、辺地、離島 に勤務する助産師、看 護師	・大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けて いる者 ・へき地度 100 点以上	助産師（開業及び勤 務）、看護師、看護助 手
(3) 社会福祉施設に勤務 し、入所者と直接接す ることを本務とする保 育士、指導員等	大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けて いる者	特別養護老人ホーム 寮母、職業指導員、生 活支援員、看護師、保 育所保育士
(4) ホームヘルパーとし て派遣対象者と直接接 することを本務とする 職員	・大臣表彰を受けている者 ・現職者であつて継続して勤務している者	社会福祉協議会常時 勤務のホームヘルパ ー

【緑綬褒章】

- (1) 自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著な個人又は団体。
- (2) 当該事績に関する大臣表彰又は知事表彰を受けている者。

区 分	功 勞 内 容	条 件
下 記 以 外 の 社 会 奉 仕 活 動	個人 (褒章) 自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という）に現在も従事し、直近25年間に於いてボランティア活動に年12回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること	ボランティア活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	(再度の褒章) 緑綬褒章を授与された者が、当分の間、その後の20年間に於いてボランティア活動に年24回以上従事した年が15年以上ある場合、又はその後8年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事している場合には、再度の褒章の授与を検討することができるものとする	
	団体 (褒章) ボランティア活動を現在も行っており、20年以上引き続いて月1回以上のボランティア活動を行っていること。	ボランティア活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	(再度の褒状) 褒状（緑系）を授与された団体が、当分の間、その後15年以上引き続いて月4回以上のボランティア活動を行っている場合には、再度の褒状の授与を検討することができるものとする	
点 訳 奉 仕 活 動	個人 (褒章) 10年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が5万頁（自立更生者にあつては3万5千頁）以上の実績を有し、点訳奉仕活動に現在も従事していること	点訳奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	(再度の褒状) 緑綬褒章を授与された者が、当分の間、その後8年以上にわたり点訳奉仕活動に従事し、点訳総頁数が4万頁（自立更生者にあつては2万8千頁）以上の実績を有している場合には、再度の褒章の授与を検討することができるものとする	
	団体 (褒章) 20年以上引き続いて点訳奉仕活動を行い、この間の点訳総頁数に対する会員1人当たりの点訳頁数が3万5千頁以上の実績を有していること（会員数は協議時のものとする）	点訳奉仕活動により大臣表彰又は都道府県知事表彰を受けていること
	(再度の褒状) 褒状（緑系）を授与された団体が、当分の間、その後、15年以上引き続いて点訳奉仕活動を行い、この間の点訳総頁数に対する会員1人当たりの点訳頁数が2万8千頁以上の実績を有している場合には、再度の褒章の授与を検討することができるものとする（会員数は協議時のものとする）	

- (注) 1. 地震、暴風雨及び噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域において、自ら進んで社会奉仕活動に従事した者（団体を含む）に対しては、災害の大きさ、被災地の状況等を踏まえ、緑綬褒章の選考を個別に検討することができる。
2. 奉仕活動の対象、内容が自身の職業との関連が強いなど限定的（特定の人、団体等への働きかけ等）ではないこと。
3. 主な奉仕活動が、ボランティアを行う個人、団体の教育・育成ではなく、実際に最前線において活動を行うものであること、また、単なる物品の提供ではないこと。
4. 個人（団体）として受章した場合には、所属する団体（団体の一員である個人）については推薦対象としないこと。